

豊中市伊丹市クリーンランド 第3次一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 策定等委託業務委託業者選考審査会設置要綱

(設置)

第1条 豊中市伊丹市クリーンランド第3次一般廃棄物(ごみ)処理基本計画策定等委託業務の委託業者を選考するため、企画提案競争に参加する各社の提案内容などを審査する豊中市伊丹市クリーンランド第3次一般廃棄物(ごみ)処理基本計画策定等委託業務委託業者選考審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査会は、企画提案競争に参加する各社から提出される「企画提案書」などに基づき、次の事項について協議、審査する。

- (1) 審査方法、審査基準づくり
- (2) 参加各社の企画提案書の審査
- (3) 採用業者の決定

(組織)

第3条 審査会は、委員長および委員で組織する。

2 委員長は、豊中市伊丹市クリーンランド総務課長の職にある者を充てる。

3 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 豊中市伊丹市クリーンランド総務課長
- (2) 豊中市伊丹市クリーンランド施設課長
- (3) 豊中市環境部減量計画課長
- (4) 伊丹市市民自治部環境政策室生活環境課長

(委員長)

第4条 委員長は、審査会を代表し会務を総理する。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する者が、その職務を代理する。

(審査会)

第5条 審査会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

(事務局)

第6条 審査会の事務は、豊中市伊丹市クリーンランド総務課企画係において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に必要なことは、委員長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成30年(2018年)2月13日から施行し、契約予定者の選考が完了した段階で廃止する。